

□提 言

Blog 防災・危機管理トレーニング

主宰 日野宗門

1. 津波映像を国民の共有財産とする

これまで、国民の津波に対する知識・意識・備えは決して十分とはいえませんでした。その理由は、日本の沿岸に襲来した巨大津波の映像(動画)がほとんど存在しなかったからです。

1960年チリ地震津波、1983年日本海中部地震津波等の映像はありますが、津波の強大な破壊力と恐ろしさを学ぶには量的にも質的にも不十分でした。

今回の東北地方太平洋沖地震により発生した大津波は、マスコミ、住民等により映像として多数記録されました。どの映像も衝撃的で目を覆いたくなるようなものばかりです。しかし、津波多発国に生きる我々はこれらの映像から真摯に学び、津波防災の意識と対策を向上させ、今より後において津波による犠牲者は一人も出さないと固く誓うことが、今回の津波で犠牲になられた方々の霊に報いることではないかと考えます。

このようなことから、今回の津波映像を国等の公的機関の責任で広く収集し、DVD等の媒体で記録・頒布し、国民の共有財産として後世に残すことを望むものです。

2. 住む土地の災害危険を「知ること」、「知らせること」を義務化する

地震対策として、しばしば建物の耐震化や家具の固定等が強調されますが、自分の住む土地に潜む災害危険を知ることは、全ての防災対策に優先します。

しかし、住宅購入時や引越し時にその土地の災害危険を確認している方は少ないと思われます。

今回の地震では、津波だけでなく、地盤の液状化や宅地(谷を埋めて造成)の崩壊による住宅被害も発生しています。これらの被害は、住宅購入時に市町村に相談し、過去の(古い)都市計画図や地形図、災害危険箇所マップ(ハザードマップ)を閲覧していれば回避できた可能性が高いと考えられます。

このようなことから、国民には住む土地の災害危険を知る義務を、市町村にはそれを周知徹底する義務を課す必要があると考えます。